

盛岡広域振興局長告示第40号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年7月14日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0350100384	児童デイサービス・アニマートもとみや	盛岡市本宮五丁目2番10号 イオプレストビル201号室	株式会社なんぶ	平成29年7月1日